

報 告 第 2 0 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年9月6日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

写

専決第5号

処 分 書

令和4年度 新居浜市一般会計補正予算（第3号）について

令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年7月6日

新居浜市長 石川 勝 行

令和4年度 新居浜市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,562,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
22. 市債		5,023,100	60,000	5,083,100
	1. 市債	5,023,100	60,000	5,083,100
歳入合計		53,502,505	60,000	53,562,505

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		5,779,594	60,000	5,839,594
	2. 道路橋りょう費	1,307,721	60,000	1,367,721
歳出合計		53,502,505	60,000	53,562,505

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会資本整備事業	千円 639,400	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年 3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 699,400	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	5,023,100	—	—	—	5,083,100	—	—	—